

第2章 計画の推進に向けた方策

1 計画の推進

障害のある人の地域での自立生活を支援していくため、福祉、教育、労働、保健医療をはじめとする関係施策を総合的に活用できるよう、また、一人ひとりのライフステージを通じた一貫した支援ができるよう体制の整備を図っていくことが必要です。そのため、本市関係部署間の連携した取り組みはもちろんですが、国や大阪府をはじめとする行政機関、当事者団体、福祉関係団体、福祉サービス提供事業者、地域団体、教育機関、医療機関、NPO、ボランティア団体、企業、一般市民、学識経験者等との連携を図ります。

○計画の推進

- ・関係する庁内部署の連携はもとより、国や大阪府との役割分担のもとに、着実な計画の推進を図ります。
- ・関係各局の実務担当者で構成される「大阪市障害者施策推進会議」において、施策についての研究・検討及び施策の実施にあたっての連携・調整を行います。
- ・当事者団体、福祉関係団体、障害者支援に従事する者、また専門家等と十分な協議を行いながら、質が高く、きめ細かな施策を実施していきます。
- ・情報を公開し、説明責任を果たし、当事者団体や市民等からの意見聴取に努め、市民との協働による施策推進を図ることで、市民と行政のパートナーシップを強化し、市民が安全で安心して豊かに暮らせるまちづくりに努めます。
- ・行政評価システムにおいて事業評価や進行管理を行いながら、市民のニーズの変化や国による制度変更などに適切に対応し、必要な障害福祉サービスや相談支援等を地域において計画的に提供していきます。

○大阪市障害者施策推進協議会の役割

- ・大阪市障害者施策推進協議会は、学識経験者や障害当事者、支援関係者等により構成します。
- ・大阪市障害者施策推進協議会及び同専門委員会において計画が着実に実施されるよう、継続的に進捗状況の確認や評価を行い、障害のある人に関する施策について当事者意見の反映に努めます。
- ・大阪市障害者施策推進協議会において総合的に計画を推進していくために必要な事項の調査や検討課題について審議を行います。

2 推進基盤の整備

(1) 当事者参画の推進

- ・障害のある人に関する施策の推進にあたっては、各種審議会への当事者の参画など障害当事者の意見の反映に努めます。

(2) 相談支援の充実

- ・障害のある人の権利実現や生活支援をすすめるうえで重要な相談支援体制を整備し、それぞれの意向を尊重した個別支援計画により、個々の生活ニーズと地域のさまざまな社会資源を適切に結びつけ、エンパワメントの視点から支援を推進し、また、その支援が途切れないよう連携に努めます。
- ・支援にあたっては、ケアマネジメントの手法を活用し障害のある人のニーズに合致したサービスを提供するとともに、さらに、地域自立支援協議会において、地域福祉の担い手であるボランティア団体やNPOなどとの相互の連携を図り、既存の社会資源の改善や、新たな社会資源の開発に取り組みます。

(3) 人材の確保及び職員の資質の向上

- ・障害のある人に関する施策をすすめるうえで、介護支援など福祉サービスを支える人材の確保は重要な課題であるため、国や府との役割分担や制度の動向等もふまえ、本市としてもサービス基盤確保の視点から対応について検討をすすめるとともに、必要な改善策について強く国に要望を行います。
- ・職員については、障害のある人に対する認識と理解を深めるとともに、人権意識並びに資質の向上を図るため、効果的な研修の充実に努めます。

(4) ボランティア・NPO活動の推進

- ・障害のある人の地域における生活を支え、自発的・多面的な支援を行うボランティア・NPOの活動の振興を図り、各区に設置されているボランティアビューローなどを拠点として、地域でのボランティア・NPOの活動を支援します。
- ・地域におけるボランティアやNPO活動の相談窓口の充実や、活動推進団体に対する情報の提供や支援、さらにボランティアの研修・交流会等の事業を継続的に行いボランティアやNPOの活動を推進していきます。

(5) 調査研究の推進

- ・障害のある人に関する専門領域の調査・研究を推進し、その結果を施策へ反映させ、障害のある人の生活を支援するサービスの一層の向上を図ります。
- ・とりわけ、重度・重複障害、高次脳機能障害、強度行動障害や発達障害など、多様なニーズを有する人への支援のあり方について総合的に研究をすすめます。

- ・障害特性に応じた障害者施策を推進していくことが求められており、そのための基礎資料とするため、適時必要に応じて生活実態やニーズに関する調査を実施します。

(6) 地域福祉の推進

- ・障害のある人が地域で自立して生活し続けるため、また、地域移行をすすめるために、必要なときに必要なサービスを利用できる体制とあわせ、障害のある人が排除されことなく社会の構成員として包み支え合う視点に立った支援のしくみが必要です。本市地域福祉計画を推進していくなかで、地域で障害のある人を支えるネットワークの構築に努めるとともに、市民の自主的な福祉活動を積極的に支援し、共に生きる社会の実現をめざします。

第 1 部 総 論

第1章 計画の基本的考え方

1 計画の趣旨

大阪市では、平成15年3月に策定した「大阪市障害者支援計画」（計画期間：平成15～24年度）、および、その前期5カ年の「重点施策実施計画」（計画期間：平成15～19年度）に基づき、施策を推進してきましたが、障害福祉施策については、平成15年度に措置制度から契約制度へ転換した支援費制度へ移行し、平成18年度には障害者自立支援法が施行され、さらにこの間、教育、労働などの障害者施策に関する法令改正が行われるなど、障害のある人の支援に関わる施策は大きく変わってきました。

このため、平成20～23年度を計画期間とする「後期重点施策実施計画」策定に合わせて、「大阪市障害者支援計画」についても見直し、後期計画として一体的に策定するものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第7条の2に基づく市町村障害者計画であり、障害当事者の意向や社会情勢をふまえ、大阪市における障害のある人に関わる施策の基本的方向性を示す総合的な計画です。

障害者自立支援法の規定により「大阪市障害福祉計画」（計画期間：平成18～20年度）を平成19年3月に策定しましたが、それとの整合性を図っていくため、「大阪市障害福祉計画」を当後期支援計画における障害福祉サービス等に関する事項についての3年ごとの実施計画として位置づけます。

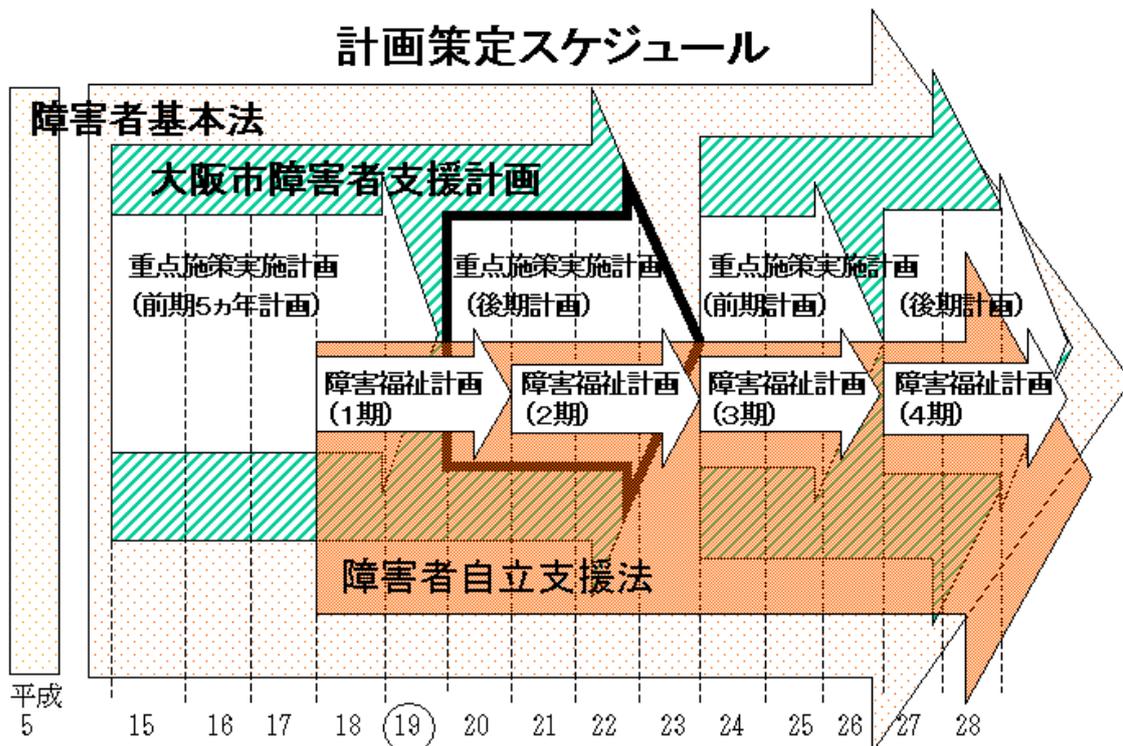
また、後期計画の実施にあたっては、大阪市の基本計画である「大阪市総合計画」との整合性や、「大阪市次世代育成支援行動計画」、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」及び「大阪市地域福祉計画」など障害者施策に関連した他の計画との連携を図っていきます。

3 計画の期間

障害者自立支援法の規定により策定する障害福祉計画は3年間を計画期間とし、第1期は平成18～20年度、第2期は平成21～23年度、そして第3期は障害者自立支援法の施行後5年間の制度移行経過措置終了後の状況を見据えて平成24年度を初年度として策定することとなっています。

当後期計画は、「大阪市障害者支援計画」の改訂計画であるため、計画期間は平成24年度までの5カ年間となるところですが、これらの状況を勘案し、「第2期大阪市障害福祉計画」と終了年をあわせ、次期は障害福祉計画と一体的に策定することが適当です。

そのため、この後期計画は平成20年度から23年度までの4年間を計画期間とします。



4 計画の基本方針

障害のある人が持てる力を発揮し地域社会の一員として自立した生活が確立できるよう、大阪市障害者支援計画の次の3点の基本方針を引継いでいきます。

- (1) 個人としての尊重
- (2) 権利実現に向けた条件整備
- (3) 地域での自立生活の推進

障害者基本法では「個人の尊厳の尊重」「社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会の保障」及び「障害を理由としての権利侵害の禁止」を基本的理念として示しています。

大阪市では、一人ひとりの人権を尊重し、すべての人が自己実現をめざして、いきがいのある人生を創造できる自由・平等で公正な社会を実現していくため、平成12年に制定した「大阪市人権尊重の社会づくり条例」に基づいて人権行政を推進していますが、障害のある人を個人として尊重し、「完全参加と平等」を実現するためにより一層取り組んでいく必要があります。

また、国連を中心とした「障害をもつ人びとの機会均等化に関する基準規則」（1993年）やWHOによる国際生活機能分類（ICF）（2001年）により、病気や疾病の帰結である人のマイナス部分を「障害」として表現してきた古い定義を改め、「障害者」という属性にではなく、「人」としてのアイデンティティを強調する方向性が一段と明確になってきています。

さらに、平成18年12月の国連総会本会議において、「障害者権利条約」が採択され、今後、我が国においても批准に向けての対応がすすめられていくものと考えられます。

これらの今日的な状況も踏まえ、引き続きこの基本方針にそって施策を推進していきます。

5 計画の内容

この後期計画では、大阪市障害者支援計画の計画体系を引継ぎ、「権利擁護と当事者活動支援」、「啓発・広報」、「生活支援」、「生活環境」、「就業支援」、「教育・保育」、「保健・医療」の7つの分野における現状と課題を整理し、基本的な施策の方向性を示します。